

## 公告 第 9 号

国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和4年6月1日

美波町長 影 治 信 良

### 記

#### 1. 趣旨

国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務(以下「設計」という。)を実施するにあたり、専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を実施するものである。

#### 2. 業務委託の概要

- (1) 業務の名称  
国民宿舎うみがめ荘跡地基本計画等設計業務
- (2) 業務内容  
仕様書のとおり
- (3) 履行期限  
契約日の翌日から令和5年2月20日まで

#### 3. 提案限度額

¥12,500,000円(消費税及び地方消費税額を含む)

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

#### 4. 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出期限(令和4年6月14日)現在において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 美波町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による建設コンサルタントの「造園部門」の登録を有すること。又はランドスケープに関連する団体に正会員として加盟していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 美波町建設業者等指名停止措置要綱(令和元年告示第24号)基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 法人税、本店所在地の都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がない法人等であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
- (8) ランドスケープ業務（公園・広場や街路などの屋外空間のデザイン）の業務実績を有すること。
- (9) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、管理技術者及び照査技術者は次のいずれかの資格を有する者を本業務に配置できること。
  - ① 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
  - ② RCCM（造園）
  - ③ RLA（ランドスケープアーキテクト）

## 5. 選定スケジュール

プロポーザル実施スケジュールは、次のとおりとする。

内 容	日 時
実施要項等の公表・配布	令和4年6月 1日（水）から
質疑の受付	令和4年6月 8日（水）まで
質問の回答期限	令和4年6月10日（金）
参加表明書の受付	令和4年6月14日（火）午後5時まで
技術提案書作成者の選定	令和4年6月17日（金）通知
技術提案者等の提出期限	令和4年7月 1日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和4年7月 7日（木）予定
審査結果通知	令和4年7月11日（月）予定
契約予定日	令和4年7月14日（木）予定

## 6. 閲覧方法

美波町ホームページにより、実施要領等を公開する。

## 7. 事務局

〒779-2395

徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1 美波町役場本庁

担当者 政策推進課 課長補佐 勘場瀬 貴志（カンバセ タカシ）

TEL：（0884）77-3616（直通）

FAX：（0884）77-1666

美波町ホームページ <http://www.town.minami.tokushima.jp/>

電子メール：[kanbase.takashi@minami.i-tokushima.jp](mailto:kanbase.takashi@minami.i-tokushima.jp)